

文教福祉常任委員会

平成23年3月11日（金曜日）

文教福祉常任委員会

平成23年3月11日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成23年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第15号 平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第18号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8名）

委員長	向後悦世	副委員長	林七巳
委員	林一哉	委員	嶋田茂樹
委員	佐久間茂樹	委員	木内欽市
委員	景山岩三郎	委員	伊藤房代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議員 大塚祐司

説明のため出席した者（28名）

教育長	多田哲雄	税務課長	堀川茂博
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	石毛健一	社会福祉課長	在田豊
子育て支援課長	林芳枝	高齢者福祉課長	渡辺輝明
病院事務部長	渡辺清一	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	病院事務次長	石鍋秀和
病院経理課長	鈴木清武	病院再整備室長	鏑木友孝
その他担当職員	12名		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

季節も春めき、草木も活動的に見えますが、市民の行政に対する関心もさらに高まるようです。委員の皆さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、大塚祐司議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埜田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埜田哲雄） それでは、おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。また、あすの第二中学校をはじめ、市内の小・中学校の卒業式並びに入学式が

挙行されますので、公私ともご多忙とは存じますが、皆様におかれましては、ご臨席の上、祝福いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日、付託されました議案第1号ほか17議案についてのご審議をいただくことになっております。

答弁は、簡潔、明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第18号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市病院事業使用料及び手

数料条例の一部を改正する条例の制定についての18議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算についてのご説明でございます。

歳出からご説明をさせていただきたいと思います。22年度と大きく変わってきている点と主な部分をご説明させていただきます。

87ページをお願いしたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費からご説明いたします。説明欄3、地域福祉計画策定事業でございますけれども、これは、前期5か年計画が23年度で終了となりますので、24年度からの5か年計画を策定するための事業費225万4,000円を計上しております。

88ページをお願いします。

説明欄5、戦没者追悼事業ですが、隔年開催となっておりますして本年が開催年となります。10月13日を予定しております。107万6,000円を計上させていただきました。

説明欄6でございます。旭市社会福祉協議会助成事業4,196万6,000円でございますけれども、前年度比720万円程度の増となっておりますが、これは法人運営費の不足分を基金の取り崩しで今まで対応しておりましたけれども、社協の基金も底を尽き、不足分を法人会計ではカバーできないために市からの補助金で対応することによるものです。

説明欄8でございます。旭市福祉協会助成事業1,117万4,000円でございますけれども、前年度比1,430万円ほどの減となっております。これは、22年度に山の家解体工事費の補助がありまして、その分、減額ということでございます。

90ページをお願いします。

2目障害者福祉費、全体では10億7,164万5,000円ということで、前年度比1億6,914万4,000円と大幅に増となっております。これら要因の主な部分をご説明させていただきますと、91ページ、説明欄2、障害福祉計画策定事業でございますけれども、これが、前期5か年計画が23年度で終了となりますので、24年度から計画策定のための事業費338万6,000円を計上させていただきました。

92ページをお願いいたします。

説明欄10のグループホーム運営費等助成事業1,816万6,000円、これは県2分の1の補助事

業となっておりますが、前年度比1,100万円の増となっております。これは、施設入所から地域での生活への移行が進んでいくこと、これらに伴いまして利用者が増となることと、それから国の報酬単価、補助基準、これらが見直されたことによるものでございます。

次に、92ページから93ページの説明欄11の障害者自立支援対策事業でございますが、4,339万3,000円、これは、県補助4分の3、それから10分の10の事業ということでございます。前年度比2,880万円の増となっております。

15節の工事請負費のトイレ改修工事474万6,000円は、パークゴルフ場と飯岡福祉センターの身障者トイレにオストメイト対応型の設備を整備いたします。

18節備品購入費73万7,000円でございますけれども、これは、視覚障害者に対応するために、カラー拡大読み取り機2台、そのほかを購入するものでございます。

19節負担金補助及び交付金1,171万7,000円は、通所サービス利用者的大幅な増、それから事業所が新たな体系に移行することによって増となってきております。

20節扶助費の事業運営安定化事業助成金2,567万2,000円、これは、自立支援事業から事業そのものをここに移行し、計上したことによるものです。

93ページから94ページの説明欄12の地域生活支援事業でございますけれども、これは、国2分の1、県4分の1の補助事業で、対前年度比1,624万7,000円増の7,885万9,000円を計上しているところでございます。本事業につきましては、障害者自らが地域で生活し、社会参加を促進していくための事業でございます。前年と伸びている主な部分につきましては、黒丸の下から4番目の移動支援とその下の黒丸の日中一時支援で利用時間が大幅に増になったことと、それから一番下の障害者の安否確認を目的としました配食サービスを試行として新たに実施するという、それから94ページの20節扶助費の日常生活用具給付等扶助費の給付件数の伸びが大きな要因となっているところでございます。

次に、94ページ、95ページの説明欄13の自立支援給付事業7億6,342万1,000円、この事業はサービス事業所からの障害者の皆さんへの福祉サービスそのものに対する給付事業でございます。国2分の1、県4分の1の補助となります。前年度比1億2,000万円弱が伸びておりますが、この増の要因の基本的な考え方といたしまして、自立支援法にのっとってサービス事業所が新たな事業形態へ移行したことによりまして、前年までと、利用者、それから利用日数、利用単価、それらサービス利用の内容が全く異なってきているということが大きな要因となっております。その結果、20節扶助費の給付の内容で、95ページになりますけれども、黒丸の一番上の施設入所、この部分は大幅に減となりますけれども、3番目の生活・療

養介護から7番目の就労継続支援まで、これまではそれぞれ大きく増ということになっております。

次に、少し飛びますが、114ページをお願いしたいと思います。

3款4項生活保護費、2目扶助費、説明欄1の生活保護扶助費です。国4分の3の補助ということで5億4,365万8,000円を計上させていただきました。23年度の年間平均の保護世帯数279世帯、それから保護人数331人を見込みまして計上させていただきました。

以上が歳出となっております。

引き続き、歳入の主な部分をご説明申し上げます。

21ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費国庫負担金の説明欄1、2、3、これが社会福祉課に関連した部分ということでございます。この中で、とりわけ説明欄2の障害者自立支援給付費等負担金が、歳出でご説明をさせていただきましたとおり、自立支援給付事業が大幅に支出増となることに伴って、歳入も国負担分がそれに比例し、増となってきております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

中段、5節生活保護費国庫負担金4億774万3,000円でございますが、これが生活保護扶助費の国負担分ということでございます。

その下の2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の地域生活支援事業費等補助金3,053万7,000円でございますが、歳出で説明をさせていただきました地域生活支援事業の国負担分でございます。

続きまして、24ページとなります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金、説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は自立支援給付事業の県負担分となっております。

25ページでございます。

一番下の欄の2項1目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金1億1,143万5,000円は、説明欄1から、26ページ、説明欄8まででございますが、歳出でご説明をさせていただきました障害者自立支援対策事業、地域生活支援事業、自立支援給付事業の県補助分でございます。

少し飛びまして、35ページをお願いしたいと思います。

19款諸収入、5項2目1節過年度収入2,100万円でございます。これは、生活保護法第73条で、市内に住所がない、または明らかでない者の給付費の市の負担部分は県が負担するこ

ととなっております。そして、この歳入は22年度分の給付費の県負担分を23年度に受け入れることということでございまして、過年度収入となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第1号で高齢者福祉課に関連する主な事業について補足説明を申し上げます。

予算書の97ページをお開きください。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3、老人保護扶助費6,676万円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難になった低所得者の高齢者を措置するための費用で、36人分の費用を見込んでおります。これに関連しまして、歳入を見ていただきたいと思いません。

18ページの下段になります。

11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金955万1,000円は、措置された高齢者も収入に応じて負担金を納付することから、この負担金額を歳入として見込んだものでございます。

続いて、歳出に戻りまして、100ページをお願いいたします。

3款民生費、2項3目生活支援費、説明欄1、地域包括支援センター運営事業、13節委託料625万1,000円は、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプラン作成委託料で、全体で2,640件のうち1,453件を委託するものであります。介護保険法では、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプランの作成については、地域包括支援センターがすべてを作成することとされておりますが、人的な制約のために困難なため、介護支援事業所に委託するものであります。

恐れ入りますが、また歳入に戻っていただきまして、35ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項3目雑入、1節雑入の説明欄14でございます。介護予防サービス計画費収入として、要支援1及び2に該当する要支援認定者のすべてのケアプランの作成料として2,640件、1,135万3,000円を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、保険年金課の所管のうち、後期高齢者医療制度に係る部分について補足説明を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

24ページ、お開きになってください。

そのページの一番下、14款県支出金、1項1目民生費県負担金の2節老人福祉費県負担金の説明欄になります後期高齢者医療保険基盤安定負担金8,249万3,000円については、後期高齢者に保険料を賦課する際に、低所得者に対して軽減措置を行うもの、いわゆる軽減分についての県の負担分でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

99ページ、お願いします。

2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。説明欄2の広域連合負担金4億2,998万5,000円ですが、これは、千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と、後期高齢者に係る療養費のうち旭市の負担金を計上するものでございます。

続きまして、説明欄3番の後期高齢者医療特別会計繰出金1億2,070万5,000円ですが、これは一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すルール分の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは、本会議並びに全員協議会で主要事業としてご説明しなかった点についてご説明をさせていただきます。

予算書の22ページをお願いいたします。

歳入でございまして、22ページ、下段の13款2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費国庫補助金の説明欄2の次世代育成支援対策交付金2,368万円は、次世代育成支援行動計画による事業費の助成金で補助率2分の1です。対象事業の主なものといたしまして、地域子育て支援センター運営事業、一時預かり事業、つどいの広場事業、保育所地域ふれあい事業などとなっております。

続いて、歳出でございます。

102ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費の5億3,085万円は、前年度比1億3,464万2,000円、34.0%の増となっております。増加の主なものといたしましては、103ページ、説明欄3の母子福祉事業888万5,000円、前年度比338万7,000円の増となっております。20節扶助費の中で次ページ、104ページになりますが、高等技能訓練給付金の増によるもので、母子家庭の母が看護師や保育士などの資格を取得するために通学などした場合に給付するものでございます。

次に、説明欄 5 の出産祝金等支給事業1,230万円、前年度比230万円の増で、第3子出産祝金及び入学祝金の増によるものでございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

4目保育所費の説明欄10の私立保育所すこやか保育支援事業1,652万9,000円は、前年度比134万8,000円の減で、広原保育所が22年度末で廃止となるため減となるものでございます。

以上のとおりで、児童福祉費の歳出総額は34億5,576万3,000円、前年度比2,257万円、0.7%の増となりました。

続きまして、資料に特に明記してはございませんが、公立保育所の23年度の入所予定状況について申し上げさせていただきます。

14保育所全体で、定員1,385人に対して1,175人、入所率84.8%となりました。内訳といたしましては、ゆたか保育所が定員90人に対して93人、日の出保育所が120人に対して78人、とみうら保育所が120人に対して97人、共和保育所が120人に対して129人、中央第一保育所が150人に対して149人、池の端保育所が90人に対して92人、中央第二保育所が85人に対して70人、中央第三保育所が90人に対して100人、海上保育所が60人に対して41人、飯岡中央保育所が60人に対して34人、三川保育所が120人に対して102人、まんざい保育所が60人に対して36人、古城保育所が90人に対して51人、干潟保育所が90人に対して103人となりました。

なお、私立保育園につきましては、5か所で定員525人に対して505人、入所率96.2%となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、議案第1号中、健康管理課の所管に係る主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

13款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄1番、がん検診推進事業費補助金は、女性特有のがん検診に伴う補助金でありまして、事業の対象となる子宮がん、乳がんの受診者を1,900人と見込み、検診委託料や通信運搬費などを計上したもので、補助率は2分の1です。

少し飛びまして、26ページをお願いしたいと思います。

14款2項2目衛生費県補助金、説明欄1番から4番までが健康管理課となります。そこで説明欄3番の子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金は新規に計上したもので、

歳出では、125、126ページにあります説明欄5番の感染症予防対策事業で、2月の全協でもご説明しましたけれども、肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんワクチン接種費用助成金に係る補助金であります。補助率は2分の1です。

他の収入については22年度と大きく変わりはありません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

118ページをお願いしたいと思います。

4款1項1目保健衛生総務費、説明欄2番、保健衛生総務事務費736万8,000円は対前年度比405万4,000円の減となりますが、これは、7節の賃金で臨時保健師を昨年度2.5人としましたけれども、本年度は1人の雇用にしたことなどによるものです。

121ページをお願いしたいと思います。

説明欄6番、海上健康増進センター活動費と、123ページの説明欄9番、いいおかけんこうセンター活動費は、それぞれ対前年度比281万6,000円と277万円の減となっております。これはトレーニング指導員派遣委託料の減額を見込んだものでございます。

次に、124ページをお願いいたします。

2目予防費、説明欄4番、がん検診事業8,487万6,000円は対前年度比458万7,000円の増となります。主な理由は次のページにあります13節委託料で、本年度の受診者を基に、受診者の増加を見込んだものでございます。

説明欄5番、感染症予防対策事業1億3,396万2,000円は前年度比4,714万3,000円の増で、主な要因は、次ページになりますが、20節扶助費の肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんワクチン接種費用助成金を新規に計上したことによるものです。1回当たりの助成額と予定の延べ人数を申し上げますと、肺炎球菌は、生後2か月から5歳未満の乳幼児で助成額1万円、延べ接種人数を2万2,000人と、ヒブも生後2か月から5歳未満の乳幼児で助成額7,500円、延べ接種人数を1,670人、子宮頸がんは、中学1年生から高校1年生の女子で助成額1万5,000円、延べ接種人数を1,470人と見込みました。

ここで、予算と関連いたしますので、肺炎球菌、ヒブワクチン接種の一時見合わせについてご報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては既に新聞報道等でご承知かと思っておりますが、ヒブワクチンを含むワクチンの同時接種後に事故が発生した問題であります。これは、肺炎球菌とヒブ、または三種混合、BCGを同時接種したもので、現在6人の乳幼児の死亡が報告されておまして、厚生労働省から自治体及び医師会に、ワクチン接種と死亡との因果関係の評価を実施

するまでの間、一時的見合わせの通達があったところでございます。厚生労働省は、8日に専門家で構成する調査委員会を開催し、現段階ではワクチン接種と死亡の間に明確な因果関係は認められないとして、さらなる情報収集を行い、検討会で評価を行うまで一時的見合わせを継続することとなったようでございます。

旭市としては、県からの通知を受けまして、7日、月曜日に医師会長と協議しながら、市内の接種協力医療機関に対しまして一時的見合わせの通知をし、また市のホームページに掲載したところでございます。

それでは、予算の説明に戻らせていただきたいと思います。

127ページをお願いいたします。

下段にあります3目母子保健費、説明欄3番、赤ちゃん全戸訪問事業326万6,000円は、22年度事業のこんにちは赤ちゃん事業より184万9,000円の増となっております。この事業は国の補助対象となることから、22年度では保健衛生総務事務費に計上した保健師一人を、次ページになりますが、7節賃金に振り替えたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課から、一部事務組合、2つの一部組合がございすけれども、そこに対する負担金について補足的にご説明をさせていただきたいと思います。

予算書の129ページをお開き願いたいと思います。

ここの中段に、19節で負担金補助及び交付金のうち、東総地区広域市町村圏事務組合への負担金が2,178万1,000円ということで記載されております。この負担金につきましては、一般廃棄物処理事業特別会計への負担金でございまして、前年度の負担金1,023万1,000円と比較しまして1,155万円の増額となっております。東総地区広域市町村圏事務組合では、現在、銚子市野尻町地区の4.3ヘクタールをごみ処理施設建設に係る有力な候補地として、地元の皆様へ説明会やら意見交換会あるいは先進地の視察等を実施しているところでございまして、平成23年度の特別会計の歳入歳出予算の総額を6,100万円としたものでございます。歳入予算は繰越金等48万1,000円を差し引いた6,051万9,000円、これが構成3市の負担金でございまして、前年度と比較しますと3,179万2,000円の増額となっております。先ほど申し上げました6,051万9,000円に本市の負担割合を乗じて算出したものがこの2,178万1,000円となっております。

歳出の主なものは、職員5人分の給料手当等4,472万7,000円、最終処分場建設候補地比較

検討業務委託料等939万円でございます。前年度と比べて、給料手当等で1,827万2,000円、委託料で367万8,000円の増額となっております。

また一方、歳入予算において、ふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金708万円、それと繰越金で71万2,000円が前年度より減額となっているところでございます。

次に飛びまして、136ページをお開きいただきたいと思います。

ここに一部事務組合、いわゆる衛生組合への負担金が9,849万4,000円ということで記載されております。これは前年度と比べて9,504万4,000円の減額となっております。東総衛生組合の歳入歳出予算の総額14億7,705万6,000円に対して、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金及び繰越金等の歳入で不足する額1億6,747万6,000円と、衛生費として普通交付税に算入されまして構成4市町から交付される額3,816万5,000円を合わせました2億564万1,000円、この額に旭市の負担割合を乗じたものでございます。

なお、衛生組合では、旭クリーンパークを建設中ですが、本年9月に完成完了する予定となっております。その後、旧施設の解体撤去工事、運動場広場の整備などをして、すべての工事を終了することとなるとお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 庶務課関連予算について説明いたします。

教育費の中で庶務課の所管する事業予算、トータル4億5,699万4,000円、対前年比10億8,976万1,000円の大幅な減でございます。これは、前年、中央小学校、矢指小学校、一中屋内運動場の改築事業があったためでございます。

それでは、主な事業と管理的経費であっても例年にない経費について若干説明いたします。予算書、飛びまして222ページをお願いいたします。

説明欄、上から5行目になります。2項小学校費、1目学校管理費の13節委託料でございますが、その中で特殊建物調査委託料1,050万6,000円を計上してございます。これは建築基準法に基づき義務づけられました建築物等の定期報告制度のために行う調査経費でございます。ちなみに、学校施設で対象となるものは、木造以外の建物で3階以下の利用面積が2,000平米以上ということに義務づけられております。小学校では、琴田小、三川小を除く13校がこの対象となっております。ちなみに3年ごとの報告が義務づけられております。

内容は同じですが、228ページに中学校の同じく特殊建物調査委託料486万6,000円を計上してございます。

次に、230ページをお願いいたします。

これにつきましては、説明欄4番、飯岡中学校改築事業でございます。13節委託料7,776万1,000円でございます。これは、平成24年度に改築工事着工に向けまして実施設計費で4,941万1,000円を、また開発行為許可申請等の業務で2,835万円を計上したものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課より、先の全員協議会におきまして主要事業についてご説明をさせていただいたところでございますが、ここでは学校給食センター統合改築事業について補足して説明をさせていただきます。

予算書271ページ、併せて本日、資料と提出をさせていただいております調理室内観パース、この図をご覧くださいながらお願いしたいと存じます。

本事業は、第二、第三給食センターを統廃合し、学校給食衛生管理基準に適合した新たな学校給食センターを建設するものでございます。工事の予定は平成23年度から平成24年度の継続事業とし、供用開始は平成24年9月を予定しているところです。構造は、鉄骨構造の一部2階建て、延べ床面積2,200.93平方メートル、オール電化によるドライシステム及び太陽光発電設備を備えた仕様となっております。計画食数は1日当たり最大3,000食、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対応するためのアレルギー調理室を備えた施設でございます。

それでは、資料として提出いたしました調理室内観パース図、これをご覧くださいながら、説明を続けさせていただきます。

汚染エリアは床を黄色で、調理室など非汚染エリアは床を青で、特に衛生的な場所を緑で表しております。

まず見ていただきまして、部屋数が大変多いことにお気付きかと思えます。学校給食衛生管理基準により二次汚染防止の観点から、食材の処理や調理を部屋単位で行い、冷蔵庫、冷凍庫においても食材用と調理用に分け、共用を避けることとなっております。食材の流れは左から右側へ一直線で流れるように部屋や調理機器等が配置され、基本的に食材の交差や後戻りがないよう工夫されております。また、空調設備を設け、細菌類が繁殖しにくい設計となっております。

左側の黄色の汚染エリアからご説明申し上げます。

食材は、エアカーテンを取り付けた入り口から肉類と野菜類に区分けして搬入し、検収室

での検品の後、用途別に、冷蔵、冷凍保管や下処理へと送られます。下処理室は、図面左上から、米、その下に、肉・魚の下処理、そして食品・調味料室、仕分室1、2と野菜下処理室の6種類の下処理ラインが並列に配置され、相互汚染防止と作業の効率化を図った配置となっております。

続いて、青と緑の非汚染エリアについて申し上げます。

一番上にあります細長いエリアが炊飯室でございます。その下が、揚げ物・焼き物・蒸し物調理室でございます。

続いて、その下側でございますのが非汚染エリアの中でも特に清潔に留意しなければならないアレルギー調理室でございます。アレルギー食への対応につきましては、今後、十分な検討と打ち合わせを行い対応していく所存でございます。

図面中央の一番広い場所が調理室でございます。調理室の左側が上処理コーナーで、隣の下処理室から運ばれた下処理の済んでいる野菜などを裁断、刻んだりする場所になります。調理室右側が煮炊きを行うためのスペースとなっております。大きなかまが並んでおります。かまの右側で調理をした調理済みのものを各クラスの食缶に配食するスペースになります。調理室の下側が和え物室ということになります。

配食された各クラスの食缶はコンテナプールに運ばれまして、この広いスペースがコンテナプールになります。各学校のコンテナに納められ、食器や食缶の配送については、外の空気に触れないように、ドックシェルターに配送のトラックを付けて、積み込みを行います。

次に、午後の洗浄の工程について説明をさせていただきます。

図でまいりますと右一番奥になります。本来、ここは黄色で塗ってあるはずだったんですが、少し色が薄いようでございます。

図面右下にあります回収口ドックシェルターから、回収した食器、食缶のコンテナが入ってまいります。主な機器といたしまして、食器洗浄機、食缶洗浄機、コンテナ洗浄機のライン、3ラインがございます。食器洗浄機はかごと洗浄するシステムを導入いたします。食器に触れる必要がないために大変衛生的であり、クラスごとのかごに入っておりますので、洗浄後はそのまま各学校の食器コンテナに入れ、非汚染エリア上部の消毒保管庫で熱風消毒後、保管をすることになります。

最後に、調理室につきましては、2階まで吹き抜けとなっており、給食センターの主要部分が2階から見学できるようになっております。

歳入につきましては、24ページに国庫支出金といたしまして、一番上段になります学校施

設環境改善交付金（学校給食センター統合改築事業）3,244万1,000円、それから37ページに市債といたしまして2節保健体育債、説明欄、学校給食センター統合改築事業債4億6,330万円が主なものとなっております。

以上が学校給食センターの作業動線を基にした各種エリアの概要説明でございます。

学校給食衛生管理基準を遵守した第二、第三給食センター提供区域の児童・生徒に、安全で安心なおいしい学校給食を提供する施設として建設するものでございます。委員の皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから、全員協議会でご説明いたしました主要事業のほか、以外の事業の中で、1事業だけご説明を申し上げます。

予算書のほう、236ページをお願いしたいと思います。

社会教育総務費、説明欄19番、負担金補助及び交付金の中で上から6行目ですか、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金60万円についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、国・県の補助金それぞれ3分の1がございますので、40万円の補助を受けて実施するものでございます。予算書のほうの歳入につきましては、28ページになりますけれども、教育費県補助金、説明欄4番の、社会教育費県補助金40万円の収入を予定しております。

この事業ですけれども、いわゆる地域住民が学校支援ボランティアということで学校支援活動あるいは部活動の指導などを行う、地域での教育力を高めようということで行う事業でございます。事業の内容ですけれども、平成22年度、いわゆる今年度ですけれども、中央小学校においてこの事業を実施しているものでございます。今年度から実施しておりますが、初年度は国の100%事業になります。2年度目、いわゆる23年度につきましては、補助要綱に基づきまして市の負担が3分の1発生をいたしますので、本予算に計上したところでございます。

事業の内容につきましては、地域とともに歩む学校づくりということで中央小学校支援地域本部実行委員会を設置いたしまして、事業を行うものでございます。内容につきましては、登下校の安全の見守り活動、クラブ活動の支援、読み聞かせ教室等を実施するものでございます。

なお、ボランティアの数ですけれども、クラブ活動、音楽部ボランティアにつきましては

4名、登下校安全見守り活動ボランティアにつきましては7名、朝、昼の読み聞かせボランティアにつきましては20名、お話ボランティアにつきましては15名を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ほかに担当課の説明はありませんか。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、218ページの学校いきいきプランというのがありまして、予算が1,060万円ですか。この件に関しまして、この事業は平成22年度から始まったものですが、具体的に各学校でどのような活動をしているのか、それからまた23年度はどのような活動を行う予定なのか、もし分かれば分かる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校いきいきプラン事業についてお答え申し上げます。

平成22年度の各学校の取り組みについてまず報告をさせていただきますが、大変多岐にわたりますので、特色あるものを幾つか紹介させていただきたいと存じます。

例えばでございますが、親子地引き網体験、これを実施し、古くから伝わる地域の伝統漁法を親子で体験し、協力して仕事をする事の大切さ、収穫の喜びを体感するとともに、先人の努力と知恵を学んで、地域と学校が一体となった学校行事をつくり出したというようなこともございます。また、音楽でありますとか観劇、それから陶芸や絵画など芸術作品鑑賞も多くの学校で行われたところでございます。プロの音楽家の演奏や劇団員の演技、大変迫力もあり、また本物のよさや魅力を十分に味わうことができたようでございます。そのほか、

図書の充実による全校読書活動にいきいきプランが使われたり、環境美化に貢献した花いっぱい活動などを行ったりというようなことで、さまざまな取り組みを通して、生きる力をはぐくむ教育が着実に進められたと、このように考えております。

平成23年度でございましたが、ただいま紹介したような取り組みのほか、例えば稲作等の勤労生産活動や授業改善のための外部人材の活用、体力づくりのための遊具の充実など各学校ともに児童・生徒一人ひとりがいきいきと輝くために特色ある教育活動を積極的に展開しようというようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 分かりました。ありがとうございます。

それと、先ほど学校教育課長のほうから補足説明の中で、給食センターにおける児童のアレルギー問題がちょっと出されましたけれども、これをもう少し具体的にもし説明いただければありがたいなと思います。それで、市内の学校には食物のアレルギーの児童が何人ぐらいいるのか、どのようなアレルギーなのか、またそれに対してこれからどのように対策を考えているのか、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 食物アレルギーを持つ子どもの件でございますが、全国的にも増加傾向にあると、このように感じております。平成16年度に文部科学省が調査したものとよりますと、日本の小・中・高校生におけるアレルギーを持つ子どもの割合は2.6%というような数値が出ております。本市においては、現在、学校教育課で把握しているアレルギーを持つお子さんの数はおよそ160名と、このように把握しております。小学校が105名、中学校が55名、児童・生徒数に占める割合は2.84%ということになるかと思います。

今回、建設する学校給食センターにおきましては、アレルギー調理室の設備を計画するというので先ほどご説明申し上げたところでありますが、アレルギーはまさにすべての食材が対象となると思いますので、すべてのアレルギーに対応してということは、正直なところちょっと難しいというふうに考えます。つまり、160名のアレルギーの子がいれば、160通りあるというふうに考えることのほうが正しいのかもしれない。主には卵でありますとか牛乳でありますとか小麦でありますとか、そういったようなものがよく話題に上るわけがございますけれども、そういう予定される学校給食のアレルギーの対応については、アレルギー

疾患を持つ児童・生徒の正確なまず把握と、各学校、それから保護者、そして診断をしていただくお医者さん、それぞれの正確な診断書に基づいた協議をして、これに対応していかざるを得ないだろうと、このように考えております。

いずれにしても、命にかかわることですので、本年度も何件かアレルギーに関連して救急車を要請しているような事実もございます、各学校の中で。したがって、慎重な対応をしていかなければならないというふうに考えます。大きく幾つかの食材に対応したアレルギー対策をとっていくということを現時点では申し述べさせていただきたいなど、このように考えます。すべてのアレルギーに対応することについては、正直なところちょっとできかねない、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） ありがとうございます。全国では2.6%、旭市におきましては160人おきまして、小学校で105人の中学校が55名と、2.84%ということで、全国平均よりかも旭市は高いというような数字が出ているようでございますので、何か先般、私、ラジオだかテレビだかちょっと忘れましたが、埼玉県のあるまちでは、学校給食センターをアレルギーの関係で中止して、弁当持参というような地域もあるというようなことも聞いておりますものですから、そういう面では十分これから気をつけて対処していただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校給食は、やはり食の大切さでありますとか食事の楽しさを含めて、食育のある種、中心をなすものであろうかと思っております。したがって、多くの子どもたちに安全で安心な食事がまず提供できるように努力をさせていただきたい、このように考えます。ただ、現在でもお弁当を持って学校に登校する子は何名かおります。そういう子が少しでも少なくなるような対応を考えてまいりたい、このように答弁をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちょっと委託料のことについてお尋ねをいたします。

課別じゃなくてページごとでいいでしょうかね。ページの順に。

まず100ページの説明欄13の介護予防給付ケアプラン作成委託料ですか、これといずれも委託先をお願いします。それと、ページ数129ページの説明欄13、ここも何か委託料が935万円プラス375万円となりましたが、ここも委託先をどこに委託するのかをお願いします。それと222ページ、これも何か、特殊建物調査委託料、具体的にどんな委託か、それと委託先をお願いします。それと最後に、230ページ、飯岡中学校のこの委託料、前回説明では、これ、何か開発行為1,800万円とかいろいろ、ちょっと私の聞き間違いか分かりませんが、この委託先ですか、説明欄の13、委託先をお願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、100ページの介護予防給付ケアプラン作成委託料についてお答えいたします。

こちらのほうは、先ほどの補足説明でも申し上げましたように、要支援の方の介護プランのほうを委託するものでございまして、市内の介護支援事業所19施設のほうにお願いしてございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうは2点お答え申し上げます。

まず、222ページの特殊建物の定期報告の件です。これの内容と委託先ということでございます。これにつきましては、学校建物のまず外壁等の調査、これが一番大きなものかと思っております。建物を目視だけでなく、たたいてみたり、また赤外線で壁の崩れだとか傷がないか、そういうのを全面的にまず見るのがこの一番大きい内容かと思っております。それと、設備関係、配管関係が大丈夫かとか、防火関係の設備が整っているか、その後どうなのか、そういうようなものが大きな調査、それとエレベーターがあるところはエレベーターの点検も行います。また、委託先につきましては、予算が上がりましたら、これからまた入札でという形になります。入札するにしても、その調査する方は資格を持っている方に限られますので、一級建築士だとか、そのような資格が必要でございまして、そういう関連の事務所での入札になるかと思っております。

それと230ページ、飯岡中の委託料の関係です。先ほど実施設計と開発行為のお話をいたしました。それにつきまして、開発行為の関係で、もうちょっと中身を、開発許可申請等と

申し上げましたが、中身をお話ししますと、開発行為許可申請等が1つあります。それから農振除外申請、農地転用申請、そのようなものを合わせまして、2,835万円を予算計上させていただいております。これにつきましても、委託先はこれからの入札ということになります。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 129ページの委託でございまして、公衆便所の清掃委託料の206万3,000円が多いわけでございますけれども、これにつきましては、その西宮公園の公衆トイレと、23年度、来年度から倉橋の駅、それと旭の駅、干潟の駅、これは、他課からいろんな行革の関係等で、環境課で管理すべきものだろうということで環境課に来た3駅を加えたものでございまして、前年度、平成22年度までは他の課で管理していたものがここへ1か所に集まったということで額が増えていると思います。

それで、委託先につきましては、今後、入札なり見積もり合わせ等をしながら決定していきたい、そのように考えております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 何でお尋ねしましたかといいますと、最近非常に委託料がちょっと多いなど感じるもんなんです。それで、例えば先ほど100ページ、課長からありました、職員がちょっと足りないということですが、委託に出せば多少……、私は素人の考えで、もしこういう委託というのはこれからも増えていくでしょうから、それであれば専門の職員をかえって採用しちゃったほうがいいんじゃないかなとちょっと感じるもんなんですけれども、こういうのは委託したほうが安いんですかね。それとも、職員を採用して職員にこういうのに当たらせると。職員でもできるんでしょう。であれば、あと別に聞いた特別な外壁な工事だとか、こういうのは職員にはちょっと無理だから、こういうのは委託もやむを得ないと思うんですが、職員でできるものであれば、技能職というのか何か分かりませんが、逆に増やしてその人にやらせたほうが雇用の増大にもなっていると思うんですが、それでちょっと聞いたんですが、どうなんでしょう。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 要支援者のケアプランの作成でございますけれども、こちらのほうは、要支援1、2の方のケアプランを毎月作成するという形で、この作成のほうと、あと実際に介護、訪問介護とか、あるいはデイサービス等のそれぞれ事業者との調整、そういう関係で月1回ですかね、基本的には月1回、関係者との連絡会議あるいは利用者との打

ち合わせ等でございまして、1つとして介護の認定のほうは、委員もご存じのように基本的には6か月に1回更新がある、場合によっては最長2年までございますけれども、そういう関係で要支援から介護になる場合もございますし、介護のほうから要支援になると、そういう場合で、今までケアプランを作成している方、例えば要介護1の方が今度要支援になりますと、今度はこちらのほうの包括支援センターが対象になると、要介護1の場合は、従前の例えば恵天堂さんであるとか東総園さんとか、そういう施設等のケアマネジャーさんが担当しているということがございまして、そういう場合に、同じケアマネジャーさんのほうが担当したほうが効率的でいいと、ご本人もいいという形がございますし、件数のほうも年々増加していますし、お一人でこの、例えば600万円くらいの委託料ですけれども、1人雇用しますとかなりの金額になりますので、ほかの業務も担当する形にはなるんでしょうけれども、委託のほうが割安なのかなという、そういう形でこういう計上になっております。よろしくお願ひします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、ただいまの件は了解しました。

それとあと、じゃあもう1点。

230ページの中学校のこの委託料、開発行為というのは幾らかかるか、これは分かります。例えば農転だの農振の委託料って、これ、自分たちではできないんですか。これ、こんなにお金、転用って私らも時々やりますけれども、書類を書いて提出して、この前の説明では、農転が何か458万円、農振が約1,000万円ぐらい、市がやるのにそんなにやっぱり費用、かかっちゃうんですか、この転用するのに。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それに農振除外、農地転用、この見積もりの概算を申し上げましたとおり、農振除外のほうで453万6,000円、農地転用の関係で567万円ほど見込んでいるところなんです。これにつきましては書類を書いてどうだというよりも、それに至るまでのいろいろな調査、それから関係箇所との調整、それらあるものですので、職員がそれにかかっただけの長い時間かけるよりも、専門家にこの分依頼をしまして決められた期限内に仕上げなければまずいということで、このような形で、委託で想定しております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） いや、これ、そんなに公共の建物のためにそんなに転用をややこしいとか、単純に、だって転用するんでしょう。転用するのにそんなに手間がかかるんですか。ち

よっと私は納得しないんですけども、転用するのにみんな自分で申請を出してやりませけれども、違うんですか。

(発言する人あり)

○委員(木内欽市) 委員さんから、今。分かるようにちょっと説明してください。私も、これ、正直、聞かれるんですよ。ですから、分かるようにちょっと説明してください。

○委員長(向後悦世) 庶務課長。

○庶務課長(加瀬寿一) 細かい積み上げのお話じゃなくなるかと思いますが、大きな開発行為を行っていきます。今、林委員さんからお話がありましたように、その開発行為の関係だけでも県の担当課でも三十数か所とかございます。それらも、開発行為と一体的に転用の関係も、いろんな場面で違う資料を求められたりとか、何日以内にこの書類を作れ、そのようなことが農地転用等でも想定されるところでございますので、我々で例えば職員で一人・二人かかってやっているよって、仕上がらないことがまず心配されますので、ちょっと具体的な回答にはなりません、そういうことでぜひプロにお願いして期日までに、少なくとも先送りできない形で仕事を進めたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長(向後悦世) よろしいですか。

(発言する人あり)

○委員長(向後悦世) 景山委員。

○委員(景山岩三郎) 35ページ、先ほど課長のほうから、生活保護、市外という話がありました。この市外の人数と、あと市内の人数。最近、随分元気な人らが多いみたいで、ちょっと人数を教えてください。

それと、92、グループホーム運営費等助成事業、これは市内に何件あるのか、それをひとつお願いたします。

それと、214、教育委員の年間、皆さんどういう業務にかかわっているかどうか。お答えできる範囲でお願いたします。

それと、227、スクールカウンセラー、学校と人数。

それと生涯学習課の出している全委託料と金額、それと主な事業の内容だけ教えてください。

以上です。

○委員長(向後悦世) 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず35ページの生活保護の73条分の過年度収入の関係からご説明申し上げます。

今、市の2月末の全体の生活保護の世帯数と人数でございますけれども、276世帯で329人、今、認定をさせていただいております。それで、35ページのこの過年度収入分はどれぐらいのケースがあるのかということでございますけれども、22年度の市内に住所を有しないか、または明らかでない、そういうケースを25ケースということで予定させていただいております。

それから、92ページのグループホーム運営費等助成事業でございますが、このグループホームは、市内、市外含めまして29グループホームを予定しているところでございます。それで、入居人数は49人を予定しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 教育委員のどういうことをやっているというお話でございます。

教育委員、旭市の場合ですと5名おまして、教育委員会を合議制で運営、執行しております。市内の旭市の教育行政すべてをその委員が構成する教育委員会で、責任を持って行っているということが一番大きな大前提でございます。市の教育方針を決定いたしますし、学校に関しましても運営その他に責任を持っております。学校の組織編成、教科書の教材の取り扱い、教職員の身分の取り扱い、そのような事務ももちろん行いますし、社会教育についても、責任を持って、教育を指導、執行しております。

数でございますが、まず教育委員会を定例に月1回行っております。それと、また臨時会もございます。また、正規の会のほかに勉強の形をとりました協議会というのも実際行っております。昨年の、まず教育委員会のその会議の回数を見ますと、まず……、失礼、22年度、今年が一番近い例でいきます。今のところ定例会12回、これは月1回ですので12回、臨時会が3回、それで計15回、それと協議会を3回ほど行っております。中身は、今、前段申し上げました議案がどんなものがあるかと1つ、2つ言いますと、それこそ年度当初に教育行政の運営に関する基本方針を決めること、これが一番大きな議題になっております。あとは、それぞれ規則を制定したり改正したり、そのような会議がございます。議決案件でございます。それと、人事の関係ももちろんこの会議で決定しております。

あと、委員さんが、この定例、また臨時の教育委員会のほかに、かなりの数の公的行事に出席しております。今年辺りの例を見ましても、年間60回ではきかないほどの数のいわゆる

教育委員として呼ばれて出る行事、会合、出席しております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、227ページ、小学校スクールカウンセラー配置事業の件についてお答えを申し上げたいと存じます。

この事業は新規事業で立ち上げるものでございますが、現在、中学校へ派遣されておりますスクールカウンセラー、この中学校のスクールカウンセラーに実は小学校の問題についても対応をしていただくようお願いしているところでございます。ただ、これが、大変、中学校のほうで相談事業が増加しておりまして、小学校の対応まで手が回らなくなってきているのが現状でございます。一例を申し上げますと、いきいきプランの話、先ほど出てきましたが、学校へ配当された50万円の予算の中から臨床心理士に来ていただいてカウンセリングを実施した学校もございます。そのようなことから教育委員会といたしまして、小学校に対応できるスクールカウンセラーを週1度ではありますけれども、雇用をさせていただきまして、各学校でさまざまな問題を抱えている児童・生徒の特に心のサポート、そして子育てに悩む保護者への対応、困難なケースを抱える学校職員への指導や助言、これをいただくための事業として計画させていただいているところでございます。

特に近年、発達障害、不登校、いじめ、虐待等、児童・生徒が抱える問題は大変多様化しておりますし、また児童心理の専門家によるサポートも必要となっておりますので、今回、新規事業としてこの事業の立ち上げに着手したところでございます。よろしく願い申し上げます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうからお答え申し上げます。

まず、生涯学習課のほう、所管いたします施設ですけれども、社会教育のほうで10施設をとらえております。いわゆる公民館あるいはキャンプ場等でございます。そのほか、社会体育施設につきましては23の施設ということで所管のほうは今とらえて管理のほうをさせていただいております。その管理する部分がほとんどになるかと思っておりますけれども、私どもは事業区分で言いますと21の事業の中で委託料をお願いしております。委託件数につきましては157件でございます。委託金額の総額につきましては、9,301万1,000円ということで委託料を予定しております。

主なものということでございますので、幾つか説明をさせていただきたいと思っております。

まず、文化振興事業の委託料でございます。予算書のほうは240ページになります。委託件数は7件でございます。これは、主要事業のほうでもご説明いたしましたけれども、市民文化の意識の向上ということでこれを目指しておりますけれども、日ごろ接する機会の少ない優れた文化芸術に触れる場の提供あるいは市民が主体的な活動、そういったものを支援するというのがその内容でございます。

主な委託の事業ですけれども、例えばコンサート、これはコンサートがあります。そのほか市民音楽祭、市民ミュージカル、あるいは12月に開催いたしますあさひ寄席のほうですね。それと文化講演会、それと少年少女合唱団のスプリングコンサート等が主なものでございますけれども、一番大きなものはコンサートで、来年度は488万3,000円を予定しております。

次に、予算書の244ページになりますけれども、図書館情報サービス提供事業の委託料でございます。93万円の予算のうち、電算機の保守業務82万円でございますけれども、これにつきまして説明をさせていただきます。図書館につきましては、ネットワーク化がもう既に済んでおりまして、まず図書館のほうのシステムの保守委託料がまずございます。これは昨年の9月に新しいシステムに入れ替えましたので、5か年の長期契約をしておりますけれども、来年度1年分ということで24万8,340円を予定しております。また、公民館にも図書室がございまして、これとのネットワークも組んでおります。こちらのほうの保守委託料が57万1,410円ということで、電算機保守委託料が82万円ということでございます。

次に、海上公民館の管理費ということで、247ページになりますけれども、委託料978万2,000円のうち耐震診断調査委託料でございます。357万9,000円を予定しております。海上公民館につきましては、昭和56年の竣工になりますけれども、新しい建築基準法が改正された年でもありまして、新耐震基準を満たしていないという、そういうおそれがございますので、来年度につきましては耐震診断調査を委託するものでございます。

次に、予算書のほう、258ページになりますけれども、海上キャンプ場の管理委託料でございます。883万円のうち受付業務委託料でございます。583万3,000円を予定しております。海上キャンプ場につきましては、管理の一部を委託しておりまして、業務の主な内容ですけれども、利用の受付並びに予約の受付、それと施設の貸し出し、それと料金の徴収、そして緑地管理を含みます施設の維持管理等がその受付業務の主な内容でございます。

最後に、総合体育館のほうですけれども、予算書の263ページになりますけれども、総合体育館管理費の委託料でございます。1,919万3,000円のうち体育施設清掃委託料541万円につきましてご説明をいたします。体育施設につきましては、スポーツの森公園のいわゆる設

置してございます総合体育館の日常清掃業務、それと野球場、それと芝生広場のトイレの清掃ということで、これを予算化しております。総合体育館につきましては、開館日は8時半から3時30分まで、また野球場につきましては週1回、また芝生広場につきましても週3回ですか、こちらのほうの清掃のほうの委託をしているものでございます。

以上、主なものを説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課の課長さん、今、何人くらいいるのかと聞いたのはね、よく、あの人、私らの年金より高いお金をもらっているんだよと、何をもらっているんだと言うと、生活保護をもらっていると。これがいろんなことして歩いているんだよなど。そんな矛盾した話はないと思ってきょう聞いたんですよ。今度もうちょっと担当課のほうで目を光らせてちょこちょこ訪問してやってください、答えはいりませんからね。

それと、課長さん、教育委員長さん、教育委員の話聞いたのは、今、だいぶ父兄と先生方が、トラブルがあるのが多いと話を聞くんですよ。そうした場合には、やはり教育委員さんが5人ですか、いる中で、すごく対応の難しいことが教育委員さんにもしっかりと対応してもらわないとしょうがないと聞いたんですよ。ひとつ、その点、しっかり、今の学校行政は難しいですから、頑張ってください。答え、いません。

どうもありがとうございます。

○委員長（向後悦世） いいですか、それで。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけ質問させていただきます。

歳入の28ページの教育費県補助金の中で説明欄4のところの学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金40万円のところです。補助率3分の2でありますけれども、先ほど登下校の見守りに7名、クラブ活動に音楽4名、読み聞かせ運動20名、お話ボランティア15名ということでありますけれども、どのような方がされるのか。また、現在されているのか。また、これからも定員はその人数にいっぱいなのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） お尋ねの件ですけれども、これは学校のほうで実行委員会を組

織いたしまして実施しております。ボランティアの方のどういう方ということですが、恐らく中央小学校のほうのPTA関係あるいは地域住民の方だと思いますけれども、これは、引き続きやっていただく方もいるかと思いますが、新たに募集するというようなことでもあると思います。ここに名前は一応載っておりますけれども、一応、単年度ごとにこれは募集をかけていくということで募集要綱、それとチラシ等もでき上がっておりますので、具体的にはまたそれはこちらで用意してございますので、もし希望であればご提出したいと思いますけれども、これは今年度の方でございまして、来年度につきましてはまた新たに募集するというような形にはなるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 1点だけちょっと教えていただきたい。あるいは説明を受けていたのかもしれないんですけども、ちょっと。学校給食センター統合改築事業なんですけど、電気設備設置工事費で4,100万円と出ています。それで、オール電化、太陽光発電という話で、これからは積極的にこういう格好でやっていったほうがいいのかなどは思っています。それで、このオール電化で先行きの光熱費、今だいたい反当を売電すると200万円とか300万円ぐらいになりそうな話をしているんですけども、夜間電気がキロワット7円、通常24円ぐらいで、売電すると48円ぐらいで売れるという話なんですけれども、それにしてもはさっきの飯岡中学校の設計委託費から見るとかなり安いかなと思って、それでどのくらい効果を期待しているものなのか、売電するのか、あるいは全部自分の所で使っちゃうのか、どのくらい光熱費が浮くものなのか、そういうざっとでいいですけども、分かったら教えていただけますか。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、太陽光発電の施設の関係でお答えを申し上げたいと存じます。

発電能力につきましては10キロワットを計画しております。こちらの試算でご説明させていただくならば、年間での電気の節約代は17万円ほどを見込むものでございます。20年間における節約電気代ということで、年間の電気節約代、これ、20倍いたしますと340万円ほどを耐用年数20年として計算した場合にそのように考えております。

当初の設備費で10キロワットの設置費用が、これは見積価格ではありますけれども、1,800万円ぐらい、実際に実買価格になりますと、これは入札ということになりますので、か

なり落ちるものだと思いますが、そういう見積もりをいただいているところでございます。

これで単年度の費用を仮に20年で割ったときには49万3,000円というような施設、太陽光発電、ただエコという観点から子どもたちが学校給食センターの見学に来たりする大変学習の場所でもありますので、そういった点からはこの太陽光発電を大事にしていきたい。それから、いわゆる夜間電力等を利用しての給湯等については計画をしてみたいと。少しでもそういった面で事業費を抑えられるように工夫をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 4,100万円のうち1,800万円これにかかっちゃうわけですか。それと、多分、今、市販で5キロワットで200万円ぐらい、10キロだと300万円か400万円ぐらいのかなという気がするんですけども、その辺、売電はしないんですね、使っちゃうでしょう。売って差額が17万円という話なんですかね。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 要は差額が17万円浮くというとらえ方でよろしいかと思えます。それから、先ほどちょっと説明不足でございまして、給食センターの電気工事費でございますが、太陽光発電のためのこれは計上ではございまして、設備関係の電気設備工事費というようなことで23年度分を計上させていただいているものでございます。したがって、24年度に実際には太陽光発電のほうを計上させていただくというようなことになろうかと思えます。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかにご質疑はありませんか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 1点だけちょっとお尋ねします。

240ページの文化振興基金積立金、1,000円ですよね、1,000円。これは、東総文化会館を利用したときに、旧旭市の場合には文化振興基金に役立てるということで、竹下内閣のときに1億円、海上、飯岡、干潟、3地区は全部使っちゃったわけですよ。それで、旧旭市の場合には文化振興基金ということで1億円を積み立てて、その利子でいろいろ文化事業振興のために各種団体が利用するのに、利用料が高いから、使用料が高いから、補助をしてそれで

ずっとやってきていたわけですがけれども、先日、文化会館へ行ったときに、去年かな、市長が、何だ、基金、もうなくなっちゃったんだよというわけですね。ですから、この1,000円の積み立て、一応勘定科目であるけれども、今、基金のほうは、いつごろどういう状況でゼロになっちゃったのか、多少はあるのか、この1,000円で今度どういう事業をやるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、文化振興基金につきましてご説明いたします。

本年度は、もう何度もご説明いたしておりますけれども、7事業を予定しておりますけれども、現在、基金の状況につきまして申し上げたいと思います。一応、今年度、事業を実施いたしまして、23年度末の予定が1,734万8,672円ということで、もう少し余裕があるのかなと思います。23年度に取り崩します基金につきましては630万6,250円ということで、1年間630万円ということで予定をさせていただいております。この金額で割り返しますともう何年かはこの基金は大丈夫かなということで考えております。

事業の内容につきましても、もちろん東総文化会館、これは利用させていただきましても、例えば文化講演会、こういった方につきましては、有名な方、当然これはいいわけですがけれども、やはり地元出身の活躍されている方がおりますので、そういった方にぜひ来ていただくということで、23年度もそういう形で予定をさせていただいております。

例えば、昨年、21年度、福留さん呼びまして、非常に多くの方が集まっておりましたけれども、そういった方も一方で必要でしょうけれども、やはり地元出身で活躍されている方がたくさんいますもので、そういった方もぜひ呼ぼうということで、講演料的にはかなり下がるということで、下がるのが予想されますけれども、そういった工夫もさせていただきまして、もう少し基金のほう、余裕があるのかなと、そういうことをご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 積立金の説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（野口國男） すみません。一応、1,000円ということで科目設定のみというような形になりますけれども、先ほど説明しましたように、少し基金のほうはまだ余裕がございますので。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 一哉） 基金に余裕があるって、当時は1億円あって利子で運営していたんですよ。利子がなくなったときに、その利子分を市のほうから絶えず1億円にしておくというこ

とで助成していた、そういう経緯があるんですよ。ですから、何ですか、1,734万円で今年、23年度で630万円使っちゃって、もうちょっとやはり文化振興をするためには、1,000円で積み立て、ガキの小遣いにもなりませんよ、これ。100万円とか1,000万円なら話は分かるけれども、こんなふざけた予算のあれは、私はないと思いますよ。これからどんどんみんな芸術、文化、そういう振興のためにもうちょっと予算立てをとにかく、今年度はしょうがないですから来年度、予算要求しておくようにひとつ私からお願いします。

終わります。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） どうもありがとうございます。文化振興につきましては文化振興審議会というのもございますので、こちらのほうでもぜひこういった意見、反映させていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長（向後悦世） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議、一般質問等で説明申し上げていることから、ここでは保険年金課の主要事業として力を入れております特定健診と短期人間ドックにつきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

321ページをお開きになってください。

8款1項1目保健事業費でございますが、詳細につきましては、右側の説明欄でご説明いたします。説明欄1の特定健康審査等事業でございますが、対前年度比831万円増の9,370万円を計上いたしました。これは、国の医療制度改革によりまして、特定健診事業が国保に義務化されまして、はや4年目を迎えるものであります。そして、5年目に当たります平成24年度には、満40歳以上74歳未満の方々の受診率が65%を超えまないと、後期高齢者支援金の支出が最大で1割のペナルティーと言われスタートしました。しかし、全国の市町村国保では、受診率の向上が図られず苦勞している事業でございます。したがって、ペナルティーの話もだんだんと言われなくなりましたが、加入者の健康増進にも大事な事業ですので年々受診率を上げていく必要のあるところでございます。そこで、旭市としましても受診率の向上に向けまして、23年度は、国保特定健診で1万1,000人、後期高齢者健診で2,900名の計1万3,900名の受診者数を見込むものであります。

なお、新年度は、血液検査の項目で腎機能チェックを追加し、特定健診の充実を図るとともに、健診の基礎部分については自己負担はなく、健診が受けられるところでございます。そして、希望者には、自己負担が若干かかりますが、心電図、眼底検査ができるよう計画いたしているところでございます。

続きまして、322ページをお開きください。

説明欄3番の短期人間ドック事業についてご説明いたします。予算額は対前年度比199万3,000円増の3,391万3,000円を計上いたしました。委託先としましては、旭中央病院を含む市内の3医療機関を予定しており、受検者数は、1泊2日で414名、日帰りで186名の計600名を見込むものであります。

なお、本年度より自己負担は検査費用の30%と計画しております。これにつきましては、短期人間ドックの利用者も年々増加し、この事業の普及に一定の効果を示したことから、自己負担率を医療費並みの30%とするとともに、助成額の上限を4万円と設定するものです。この上限が該当するケースとしましては、1泊2日の短期人間ドックで費用は約6万4,000円ですので、70%は4万4,000円、上限は4万円ですので6万4,000円引く4万円で、自己負担額は2万4,000円となります。そして、この事業の助成額引き下げの財源を特定健診の充実、さらに健診の受診率向上、さらには医療費の抑制等につなげていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変ご苦労さまです。

特に歳入なんですけれども、これは、議案第21号、所管が違いますけれども、これは総務になってますんで、21号との関連が非常に強いんだと思うんですけれども、国民健康保険税が、前年度の比較で4億円、31.3%の増という話が出ています。非常に難しく何が何だかよく分からないんですが、いろいろ説明を聞いていますけれども、私は自分が国保じゃないんで、国保の人に話を聞いてみたんですよ、実際のところどういう話かと。そうしたら、その人は月に8万何ぼ払うそうですよ、年8回。それで、その人は、市民税を多分20万円近く、十七・八万円ぐらい払うんだと思うんですよ、4回で。四半期で、1回ごとに20万円近く払っている。そうすると、市民税を20万円、年4回払います。この国保税を8万1,000円ぐらいと言ったかな、年8回払うと。毎月8万円から20万円近く税金を納められて、そのほかに固定資産税がある、年金がある。今回これ、説明を聞いているのは、その8回がほしい9回になるという話ですよ、十数%平均的に納めるようになるらしいですよ。

そうすると、何のために仕事しているというんじゃなくて、税金を納めるために仕事している感じがするということだよ。それだけの税金、保険を納めるのに毎月追っかけられるから納めなきゃしょうがないから、その仕事を探すというわけですよ。なかなか今そういう仕事はないと。そうすると、最低でも30万円、40万円稼がなきゃしょうがないし、税金だけで毎月10万円以上取られる、十二・三万円取られるわけですから、市民税ね。国税は別ですよ。そういう話なんですよ。生活のための仕事じゃなくて税金を納めるために仕事しているみたいだと言うんですよ。今まで8回だったけれども、今度それが9回になるわけですよ。そうすると、1か月重なりますよ。20万円と8万何ぼが重なるわけですよ。その1か月は30万円近く納めなきゃしょうがないんですよ。そういう話を聞いたんですよ。

まず、そういうのが、私は人の話だからあり得る話なのかどうかをちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、税務課長。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） おっしゃるお話ですけれども、確かに収入のほうが少ない方にとっては、結果的にそのような認識というのは当然出てきてしまおうかと思います。ただ、税負担の場合におきましては、これは、所得に、直接税どれにも言えることなんですけれども、収入

によって負担額が増えるということには当然なるんですけれども、以前も申し上げましたけれども、非常に国民健康保険の加入者、被保険者ということになろうかと思えますけれども、所得の少ない方が多いということで、その辺のことは当然感じてしまう、残念ながらそういう感じになってしまうと。佐久間委員のにもう一つ加えれば、プラス年金もあるということになれば、なおさらのことではないかというふうに思われます。

ただ、税の場合、特に国保につきましては、保険制度がなければ、これは医療機関にもかかれないわけですので、扶助精神が非常に大きく働いているというようなことで、残念ながら階層によってはそういう認識も出てきてしまうというのが現状だと思えます。この辺のところでもよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、所得で600万円前後だろうと思うんですけれども、あり得るということでもいいわけですね。そうだという話ですよ。年金が年間20万円ぐらい、そのほかに固定資産税がどれだけあるか分からないけれども、そういう人はだいたい平均すると月15万円ぐらいの税金で追っかけられるということですよ。

それで、先週、私、税務課長のところに聞きに行きましたけれども、国保のほかに健保があります。共済があります。職員の皆さんは共済ですよ。今、課長さんはこの国保に当たる部分で年間どのくらい納めていますか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 今、佐久間委員さんのおっしゃったくらい、ちょっと資料がないものですから、500万円ぐらいですと70万円ぐらい、ですから資産割がありますので、若干その辺、直接比較することはちょっと難しいですけれども、今お話ししたのは職員だったらと言いましたので、共済組合だったらということでご理解いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 私、あまり言いたくないんですけれども、非常にがっかりしました。本当にがっかりした。先週これ、聞きに行きましたよね、課長のところに。というのは、国保税と、それから健保と共済とどのくらい違うのかということを知りたかったわけですよ。それで、だから今の税務課長の答弁で非常にがっかりしたんですね、私。というのは、納税者は、そういうふうに税金を納めるために、必死で仕事を探して、仕事をしているわけですよ。そうすると、その反対に、反対と言ったらおかしいけれども、特別徴収されて自分が税金を幾ら払っているんだかも分からない人が、こういうことを決めるということが、非常に

納税者、腹が立つんですよ。だから、役場の人間、何をやっているんだという話になるわけですよ。そう思いませんか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私のほうとしては、微妙に比較しにくい共済、共済組合の場合ですけども、事業者負担も違ってくるし、あるいは資産割も先ほど言いましたように違いますので、直接比較するのは非常に難しいということで、ただ委員おっしゃるように幾らと言われると、これは本当にいきなり聞かれますと……

（発言する人あり）

○税務課長（堀川茂博） その辺のところはすぐぱっと出なかったんで、その辺のところは申し訳ないと思っています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 先週、私、これを持ってあなたのところに行ったよね。事務局からもらって、料率表をもらったんだよ。それで、短期給付、介護、長期給付、福祉事業と分かっているから何だと言ったら、分からないというわけです、分からないと。税務課長が分からないで通るの、これ。ほかの課長はどうですか。自分が幾ら保険に納めているか、1人ずつ答えてくれませんか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、個人ずつというのは個人情報になるということで。

○委員（佐久間茂樹） 料率表があるわけですよ。これは掛け金率で、よく分からないけれども、聞いたら……、じゃあ、まあいいや。これを見てもう1回。配ってください。

○委員長（向後悦世） しばらく休憩いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時30分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 大変申し訳ありませんでした。先ほどの佐久間委員さんの共済の負担と、それから国保の負担、事業体も違いますし、あるいはその地域性というのも我々の市町村共済組合の場合は全県下の市町村ということになりますし、また国保、今ご審議いただいている国保税の関係については市内ということになりますので、医療負担も違うし、非常に比較するのは難しいんですけども、一応500万円ということで先ほどケースを申し上げましたので、500万円で市町村共済組合、すなわち私どもと、それから市内の500万円の収入の方、所得の方ということで比較してみますと、モデルケース世帯が4人世帯で自営業ということで、妻、それから中学生1人、小学生1人ということで500万円、この場合ですと、国保税ですと、改正案ということになりますけれども、70万7,600円、それから共済になりますと負担額が約35万円ぐらいということで、我々の場合ですと半分ぐらいということに、ちょっと無理がありますけれども、そういう試算になります。よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

（発言する人あり）

○税務課長（堀川茂博） すみません。ちょっと補足させていただきます。

職員のほうは資料がないものですから、一人ということで比較が違いますけれども、だいたいおおよそ半分ぐらいというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、言っていてありがとうございます。だいたいそんなところかなとは思いますが、もう1回この表を皆さんに説明してくださいよ。よく分からない、これ、申し訳ないけれども。この間も言ったんだけど、短期給付というのは、これは多分保険なんだろうと思うんです、保険する分がね。掛金率が4.56%、期末手当に0.36%、給料の部分で単純に掛け率4.5、5%でもいいですけども、そういう見方でいいんでしょう。だから、例えば500万円だったら5を掛けて25万円とか、大ざっぱでいいですよ。何も課長が幾ら納めるとか、そんなことは聞いているわけじゃないんで、要は民間の500万円の所得の人がそれだけ納税に苦勞していると、特別徴収されているあなたは全然そういった心配はないわけですよ。全然重みが違うのね、税金に対する考え方が。それを言いたいんですよ。でなかったら、聞いてすぐ、自分で幾ら納めているぐらいぱっといいかげんでもいいから言ったってよさそうなもんだと思う、おれ。これをまず説明してくれませんか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 私も、共済事務のほうはもう何十年も前のあれで、説明のほうですけれども、大ざっぱということで、短期給付につきましては、これが通常の国保の医療費分ということになります。それも3段階に、特定消防組合員と、それから特別職、職員の場合は一番上の一般組合員ということになります。それで、給料の掛け率と期末手当の掛け率が異なっております。それから、介護の分については、これは介護ということですので、介護のほうは国保のほうのやはり介護ということになります。それから、長期給付、これが年金に当たるものと。言い換えれば国民年金と同じような年金と、基礎年金プラスアルファということになるんですけれども。それから福祉事業というのは、これは人間ドックとか、そういうたぐいの事業の負担分ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもすみません、ちょっと声が大きくなっちゃったかもしれないです。申し訳ないです。ただ、市民というか、すごくやはり一生懸命苦勞しているわけですよ。この税金を納めるために一生懸命仕事を探して、今いい生活をしようするために仕事をするというんじゃなくて、やはり納税に追いかけて、何月何日までに払わなきゃしょうがないということで一生懸命仕事を探して、一生懸命仕事をしている人が結構いると、一般の人はそうだとということで、特別徴収されていない自分で申告して納税する人はほとんどそうだと思うんですよ、中小企業の事業主もそうだし。

そういった意味で、親方日の丸とかと言われないように、自分たちがどうなのかなということ絶えず振り返ってもらいたいと思うんですよ。共済、どっちにしろ、これ、今、所得500ぐらいで考えると共済のほうの方が安いんです。健保のほうは、健保は私、やっているから分かるわけですよ。健保は一覧表になっているんです、こうやって。健保のほうは、だいたいその辺の所得で考えると32万4,000円くらいですよ。事業主負担というのもありますけれども、合わせても64万円だから、それでも今度の77万円というのは、ちょっと上限かけ離れ、77万円、500万円と考えればそこまで行かないのかもしれないですけれども、ちょっと高いなど。要するに、必死で納税している人にとって、ここでまた上げられるというのは結構きついんじゃないかなと、正直言って今8回が9回になるというんですよ、予定が。9回目がどこかの納税の時期とぶつかるわけですよ、四半期の。そのときは30万円近くになるわけですよ、納める人が。これは大変だと思いますよ。だから、確かに税務課長じゃないけど、こうやって計算すればこうなります、これと隣の市と比べたらこうですと言ったって、全然分

からないです、正直言って。実際に幾ら払うか、実際にどれだけ苦勞するかと、それでしか比較できない。そんな細かい点はいらないうですけれども、とにかくこれは高い。私も不勉強で大変申し訳ないですけれども、今回どうなるのかといろいろ聞いたりちょっと調べてもどう考えても高いんじゃないかなど。その実感が外れていない、間違っていたら申し訳ないんで、それでお話しさせてもらっているんですけれども、大ざっぱに言って、今の考えでそんなに狂いはないですか、税務課長。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 大ざっぱには金額でいきますと、前にも申し上げていると思いますけれども、20.2%ということになりますので、佐久間委員さんがおっしゃるとおり、非常に負担が大変になるということにはなってしまう結果でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 2点ほど質問させていただきます。

旭市国民健康保険事業特別会計予算について、医療費の抑制ということで旭市の医療費の伸びが大きいんですけれども、市でのジェネリック医薬品の取り組みというのはどう考えているのか1点と、それから妊産婦付加金は今後続けていくのか、その2点を質問いたします。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、今2点ほど、ジェネリックの関係と妊産婦付加金の関係をお答え申し上げます。

ジェネリックにつきましては、伊藤委員さんから前回の一般質問でも出たところで、今度の23年度の被保険者証の送付時にジェネリック医薬品お願いカードを同封しました。先発医薬品と比べて低価格のため、薬を併用している方や慢性疾患のため長期間飲み続ける方などは、医療費の負担に差が出るようです。このことは、保険者においても医療費の削減に効果が期待できるため、地元医師会、それから被保険者の方々などご理解を得ながら承知に務め、医療費の適正化に取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

それから、妊産婦付加金の関係ですけれども、これ、非常に苦しい国保会計ですが、少子高齢化の対策事業として大変重要な事業として考えております。実際には県内でも近辺にあ

けれども、実際に事業を行っているのは旭市のみでございます。当面は実際のところ続けていきたいと考えているところです。この妊産婦付加金の内容を説明しますと、被保険者である妊産婦が、妊娠の届け出があった月から出産の翌月までの間に療養の給付または療養費の支給を受けた場合に、妊産婦付加金として一部負担金に相当する額を支給するものでございます。このことによりまして妊産婦の方は、その期間中、産婦人科に限らず医療費を負担することがなくなり、安心して出産に臨むことができるというような状況でございます。

以上でございますが、ジェネリックの関係、実はこの間配布したので持ってきたんですけども、こういう形のものです。お願いカードです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） たしか私が審議会の会長をやっているときに、当時の課長から、会長さん、国保を上げたいけれどもという話がありました。当時、もう四・五年前かな、ありましたけれども、そのときは、サービスは高く、負担は低いというわけでやってきたわけですよ。それで、上げることができなくて私、来たと思うんですよ、ずっと。そのときの下に合わせたのは今の海上ですよ。当時、県で一番安く、全国でも四・五番ですか、当時、海上が税率が安かったのが。だから、周りは下がったところもあるわけですよ。それで、その中の質問なんですけれども、それは、確かに税率を上げるのもすごくこれは難しいことありますけれども、そこで徴収率は近隣に比べてどうですか、そこをちょっと教えてください。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 徴収率、近隣ということで、どうしてもそれぞれの説明をする際に近隣については非常に気になるところでございますので、近隣の状況を申し上げますと、徴収率につきましては、当旭市、もう一度申し上げますと、現年度分の徴収率が87.22%、それから滞納分については14.17%、それから不本意ではございますけれども、差し押さえの件数が232件と。それから銚子市、隣の銚子市になりますけれども、現年の徴収率が83.44%、滞納分が22.63%、差し押さえ件数が122件。隣の匝瑳市でございますけれども、現年度分が87.13%、滞納分が9.73%、差し押さえ件数21件。それから香取市、現年度分が86.73%、滞納分が18.66%、差し押さえ件数が466件。それから山武市、現年度分が80.36%、滞納が

16.73%、差し押さえ件数が137件。それから旭市と同じぐらいの人口になりますけれども、東金市、現年度分の徴収率が80.01%、滞納分が17.85%、差し押さえ件数が503件。それから先ほど佐久間委員さんのご質問の際に納付の関係もありましたので、納付窓口を拡大するために、当旭市にとってはこの4月からコンビニ納付を実施する予定です。先ほど申し上げました近隣では、山武市と東金市が既にコンビニ収納を実施しております。

というような状況で、近隣の中では現年度分については一番高い徴収率となっておりますが、各市においても徴収率の向上には大変厳しいものがあると思われまます。しかしながら、決して徴収率は当市がよいとは言えませんので、これからもなお一層、歳入の確保に向け取り組んでいかなければならないものと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長さん、もう1点言うのをちょっと忘れたけれども、大変世の中、雰囲気悪い中で、徴収するのも大変難しいところもあると思うんですよ。その辺は、これからはどういうふうに取り組んでいくように考えていますか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 国保税のやはり徴収率を上げるために、一番最初に督促状というものを出しますけれども、これは督促状の件数だけでも2万6,000件ほどになってしまいます。これ、年4回の合計ということになりますけれども、さらに催告書を送付いたしております。また、毎月2回、夜間の納税窓口を開設し、毎月1回の休日の納税窓口も開設をしております。この夜間と休日の窓口で現状では現在6,000万円以上の成果を上げております。それから、全庁的な取り組みといたしましては、管理職による国保税の特別滞納整理班、これは2人1組になりますけれども、15組を編成いたしまして、4月、5月は現年度分、1月から2月は滞納繰越分の戸別訪問を実施しております。そのほかにも、千葉県滞納整理推進機構と連携及び県職員の派遣を受け、税務職員の徴収技術等の向上を図っているところであります。先ほど申し上げました差し押さえにつきましては、差し押さえの滞納処分として昨年11月から実施したインターネット公売、これには、車をはじめ、ありとあらゆるものを、インターネット公売を2回ほど実施しております。今後とも、適正な財産調査を行いまして、滞納整理を推進してまいります。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、平成23年度の旭市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますけれども、国民健康保険事業の財政状況は平成21年ごろから非常に悪くなってきております。それまでと変わったと言え、後期高齢者の支援金がありますが、旭市で国保の会計などにどのような影響を与えているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、後期高齢者支援金についてご説明させていただきます。

この支援金につきましては、平成20年度より老人保健制度に代わって発足された制度であります。老人保健制度のときは、いわゆるこの拠出金については旭市でかかった医療費の実績に合わせて拠出金が計算されていた。この後期高齢者医療制度になったときには、全国平均のベースの支払いになった。旭市は、全国でも千葉県の中でも、老人医療費、1人当たりの医療費がだいぶ低いもので、ですから全国平均ベースと従来の差額が負担増になっている。つまり、国保会計に影響がかなりの部分があったと思っています。数字的に申し上げますと、平成19年度の老人保健拠出金、この時点で10億5,409万円でした。この数字を100としますと、平成20年度、これは20年の4月分が老人保健拠出金で、あと残りが、11か月分が後期高齢者支援金となりますけれども、その部分を合わせますと12億7,525万4,000円でした。率にして21.0%の伸びでした。2億2,116万4,000円の伸びだと思います。21年度は13億819万5,000円で、19年度と比較しますと24.1%、2億5,392万7,000円の伸びとなりました。22年度、今年度ですけれども、13億403万8,000円で19年度と比較しますと23.7%、差は2億4,994万5,000円の伸びとなります。19年度、10億5,000万円で医療費が伸びて単純な比較とはいきませんが、単純の比較をすると、20年から22年度のその3年間で約7億2,500万円ぐらいの負担増になる、このことについては事実でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 今お聞きしますと、20年度から22年度の3年間で7億2,500万円ですか、このような負担増ということは、結局、旭市は、医療費は県下でも一番低いというほうにいます。しかしながら全国平均すると高いところも相当あるわけなんですけれども、その中で結局平均して、高いところは平均まで納めればいい。そして、旭市のように低いのは平均まで納めなきゃなんないと、その差額が7億2,500万円ということですか、それでいいですか。そうすると、やはりそれが国保会計のほうに相当な影響を及ぼしてきていると思うんですけ

れども、その辺、どうでしょうか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 数字的にはそのような形になりまして、非常に国保会計に影響を及ぼしている。つまり、20年度、21年度、22年度と医療費も伸びている中でなおかつそういった支援金も非常に上乘せになっている。ですから、国保会計、今回の、今までは基金を取り崩して何とかやってきましたけれども、今年はその繰り入れもなくなってしまう。来年もこのようにちょっと改定せざるを得ないというような影響の中に多分に入っていると思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） 何か医療費がすごく安いのが、逆に負担がかかっているというから、そういうのは、その組合から抜けるとか何かそんなのはできないですかね。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） これは国の制度でありまして、これ、ちょっと抜けるとか、そういう判断はつきませんけれども、制度に従わざるを得ないのかなというところでございます。すみません、回答になるかどうかちょっと分かりませんが。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） それでは、2号について質疑、質問いたします。

21年度の医療費が1人当たり20万9,576円ですか。それで、61億7,305万4,000円のうち、ここで6億2,461万円の赤字を出したわけです。そのために、財調から繰り入れを、4億4,600万円をこの赤字補てんのために繰り入れたわけですね。それで今度、22年度にやはり赤字のために財調の繰り入れ1億8,600万円を繰り入れたわけですね。今回また新たに税率、税改正によって当初予算は92億5,000万円というようなことになるわけですがけれども、聞くところによると3年間この今回の改正のまま行くんだという話でございますけれども、実は本年度、23年度で予想される、要は現在、財調基金というのは今ゼロなんですよね。だから、どれだけの財政調整基金が見込まれるのか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

それと、私、旧旭市のときにも国保の運営委員をやっていましたけれども、だいたい流行性感冒とかいろいろながあると、12分の1の月によって2倍にも3倍にも膨れ上がるとい

うことも存じ上げておりますけれども、だいたいこの財調の基金というのは、絶えず月の医療費の2か月分から3か月分なければ国保財政はやっていけないというような、そういうような基本的な考え方を私も持っていますけれども、その点、どうなんですか。

以上、お尋ねいたします。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 確かに今、委員のおっしゃられたとおりで、実際に基金については本年度で端数を残しましてゼロになります。来年度以降はということは、この予算であるとおり、税改正と一般会計から繰り入れを5億円という形になっております。一般会計の法定外の繰り入れですね。

それで、実際に確かに委員おっしゃるとおり本当に財調が2か月分あれば本当はいいわけなんですけれども、今の予算の状態では財調は、積み立てはちょっと見込めない状況になります。それから、委員おっしゃられました3年間という話ですけれども、一応、今回の予算に際しまして一般会計からの法定外の繰り入れ、来年度5億円ですけれども、3年間、23、24、25、これについても、やはりその程度繰り入れを予定しなければいけないと思っています。ですから、一応、本会議でも市長が答弁しました3年間はこのままで行って、一般会計から5億円、それでなおかつ、さらなる不足が生じた場合には、一般会計からの繰り入れをお願いするしかないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） いろいろ状況の話を聞きますと、なるほどなというふうには思いますけれども、あと今年3月1日の市の広報で「大変です！！旭市の国民健康保険財政」というのが入りましたけれども、ただ、これだけで説明が、普通の一般市民の方は、ちょっと説明不足じゃないのかなと、もうちょっと詳しく状況を知りたいというような、そういう方の意見もありますので、引き続いてできるだけ早い機会にこういう状況なんだよというのをまず市民の方に知らしめていただきたいなというふうに思います。

それと、今、一般会計からの繰り入れ5億円ですね。このままの状況ですと、また再度、次年度、次々年度も繰り入れなければならないというような状況になろうかと思っておりますけれども、先ほど景山委員さんですか、質問がありましたけれども、滞納繰り越しですか、これが13億円もあるわけですから、できるだけそういう徴収をしっかりとやっていただいてもらいたいというふうに思います。

それと1つは、一般質問でもいろいろ議員さんから質問がありましたけれども、今回、今まで3億円ですか、庁舎積立基金ですか。それを今回5億円にするという積み立てをするというようなことで、何だ、じゃ今までどおり3億円でいいじゃないかと、2億円をもうちょっと国保の条例改正の一番困った方々の引き下げの部分に充ててはどうだというような、そういうような話もあるわけですが、その点、どうなんですか。一番階層の厚い、そういう値上げ率の高いところの、2億円を使うような方法なんかというのは考えられないんですか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） まず1点目、広報の関係です。

市民によく知らしめてくださいということで、この点についてはよくまた検討しながらやっていきたいと思っています。

それから、庁舎の積立金の関係ですが、それは私のほうが回答するあれではないんですけれども、非常に一般会計から5億円という法定外の繰り入れについては、非常に私どもも大きいと思っています。いわば市民全体が国保加入者であれば不足分の全額を一般会計から補てんでも何ら問題ないと思っていますけれども、約6割の方々は他の社会保険の加入者であります。これらの方々も納税している市民税からの補てんとなります。それから、今年だけ追加すれば乗り切れるというものでもありませんので、全額補てんというのもまたちょっと理解を得られないところではないかなと一応考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明を申し上げているところですが、主なものにつきましては補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について、349ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に積算

しまして、6.2%減の2億9,740万円を計上いたしました。

2款1項1目一般会計繰入金は、徴収事務費等に係る経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分の合計となりますが、0.8%減の1億2,070万5,000円を見込みました。

続きまして、歳出について、352ページ、2款1項1目広域連合納付金は、徴収しました保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものでありまして、5.0%減の4億739万1,000円を見込むものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算のうち、本会議あるいは全員協議会等で説明いたしましたけれども、1点、地域支援事業費の中で変更がございましたので、介護予防事業についてご説明を申し上げます。

予算書の379ページをお開きください。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費、説明欄1の二次予防対象高齢者把握事業でございます。前年度と比較して大幅な減少になっております。この理由といたしましては、従前、特定高齢者候補者と呼んでおりました二次予防対象高齢者の把握に当たりまして、本年度は、介護予防に関心が高まる75歳、80歳、85歳の節目の高齢者に絞って基本チェックリストを実施いたします。それともう一点、昨年8月に地域支援事業の実施要綱が改正になりまして、前年度まで特定高齢者の選定に当たって必須項目でありました生活機能検査、これは医療機関によりまして血液や心電図等の検査でございます、これが本年度の二次予防対象高齢者の把握に当たりましては必須項目ではなくなり、二次予防事業参加希望者のみが必要になった、こういうようなことから減額になったものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計予算について再度補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

予算実施計画でございますが、収益的収入のうち1款1項1目入院収益ですが、地域医療再生計画により一般病床33床の増床を計画しており、平成23年3月末までには認可を受ける予定でございます。現在の病床数は一般病床が736床ですが、緩和ケア、腎臓内科、透析を併せ69床は引き続き1号館に残り、新館に移る病床は667床となります。ただし、1号館に残るやつは今年の11月まで改修期間がありますので、その間は旧病棟に一たん移ります。そこに地域医療再生計画により33床増床し、新本館での運用は700床になります。そのような状況の中、近年の診療単価の推移、病床利用率、神経精神科の診療機能縮小、こういったものの影響を勘案しまして、入院収益を作成いたしましたところでございます。

予算作成時の一般病床率は、これは22年の11月なんですけど、この時点での病床利用率が95.4%に対し、23年6月以降の稼働病床率を93%として試算しております。ただし、4月と5月は移転を控えておりますので、この病床率を5%ほど減額しております。

それで、2目外来収益は、患者数や近年の単価推移を勘案し予算計上いたしました。

次に、2項3目負担金交付金ですが、主に不採算部門に対する国からの交付税であります。旭市の一般会計を通じて繰り入れされております。この予算額は、平成22年度の決算見込みによる特別交付税、普通交付税の病床割分の単価増を勘案し予算計上いたしました。

次に、予算書の9ページをお開きください。

こちら、収益的支出、1款1項1目給与費ですが、地域医療再生計画による33床増床に伴う人員増や、手術室を13室から15室に増加させ、その運用に伴う医師、看護師等の給与増を見込んでおります。

2目材料費のうち薬品費並びに診療材料費ですが、入院・外来収益の増加に伴い連動して費用のほうも増額いたしました。

3目経費のうち委託費ですが、平成23年11月までは旧病棟も改修工事中使用するため、施設設備等の保守料の増額を見込んでおります。

4目減価償却費ですが、新本館の完成により、当年度から、建物、器具、備品等の減価償却費が開始になり、9億5,000万円余りの増を見込んでおります。総額が28億7,900万円余りを支出することになります。

6目研究研修費ですが、地域医療支援センター運営に係る費用、医師確保対策費を計上いたしました。

次に、予算書の11ページをお開きください。

10項1目その他特別損失ですが、平成23年度解体工事として4号館、これは昭和36年から38年にかけて建設されたものです、この解体工事を予定しております。解体工事費として7,100万円及び簿価で1億2,100万円ほどございます。それから、過年度分の診療報酬査定減2,000万円、こういったものを特別損失として見込んだところでございます。

次に、予算書の12ページをお開きください。

資本的収入、1項1目企業債ですが、再整備事業改修工事として予定している1号館、2号館、7号館の改修工事費総額47億5,500万円ほどの財源として30億円の借り入れを予定しております。

2項1目補助金ですが、再整備事業に係る補助金や地域医療再生臨時特例基金、これを計上いたしました。

資本的支出、1項1目工事費ですが、先ほど述べました再整備事業改修工事費を計上したところでございます。

以上により、23年度の利益としては1億2,100万円ほど税込みで計上しております。改革プランにおいては、23年度利益はマイナスの9億2,500万円となっておりますが、これが同じ税抜きでは8,200万円の黒字というような形になりまして、当初の改革プラン比1億6,600万円ですか、これほど上回っております。

以上ですが、簡単でご説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、業務委託で少しお聞きしたいと思います。

業務委託のあれがインターネットで結構出されておりますが、中央病院の産業廃棄物収集運搬・処理業務、また消防保守管理業務、それから空調設備管理業務、それから電気、それから警備及び駐車場誘導業務、中央病院清掃業務、それからバス運行業務委託とありますが、

少し詳しくお願いします。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 委託費全体では、対前年度比2億円ちょっとの増加になっております。その内訳としまして、業務委託費、それから施設設備保守、それから医療器械保守等があります。先ほど、今、委員さんの中で全部説明できるかどうかちょっと分からないんですが、委託費については、その内訳としまして、業務費としましては、大きなものなんですけれども、これは給食配膳業務拡大ということで今現在もやっているんですが、この新棟になった段階で、附属施設も含めて、こういったものを全部、本館のほうで作ったものを配膳するというようなことで、これが6,800万円ほど見ております。それから次に、この23年の5月に引っ越しを予定しておりますので、この関係でJRのほうに引っ越しをお願いするというので、これが23年度分として2,500万円ほど見ております。それから、医療情報システム構築支援ということで、これを4,500万円ほど見ております。それから、電気設備運転業務ということで、これが3,100万円ほど見ております。それから、あと同じく熱源設備の運転ということで、これが同じく1,200万円ほど見ております。あと、送迎バスの運行ということで、これは予算としては600万円ほどを見ておりますが、まだどこに決めるかは決めておりません。あともう一つは、ライナック撤去、放射線関係ですね。この撤去後の放射能の測定ということで同じく600万円ほどを見ております。これが業務委託関係になります。

それから、施設管理委託としてちょっと今回増えるのが、新本館の受電の法定点検、これが年間2,000万円ほどかかりますので、この分を見ております。それから、同じく熱源の点検ということで、これが2,300万円ほど見ております。それから、医療ガスの点検、これも同じく1,600万円ほど見ております。

以上です。

（発言する人あり）

○病院経理課長（鈴木清武） 産業廃棄物については、今までは随契という形の中で出ていたんですが、これを今回は競争入札という形で23年度から実施いたします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでありますので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願

いたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第10号、一般会計補正予算でございます。

補正予算書の16ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、15節工事請負費500万円、この補正でございますけれども、国の11月補正によります地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業、この事業によりまして、庁舎、福祉センター、公園、学校、さまざまな公共施設へ、駐車場にそれぞれユニバーサルデザインのもとで障害者専用の立て看板、それから駐車マーク、これらを整備する事業でございます。

この歳入につきましては、11ページへお戻りいただきまして、一番下の13款国庫支出金、2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金3,444万1,000円のうち500万円全額が本事業の歳入となっております。

この事業につきましては、6ページになりますが、第2表、繰越明許費補正の3款民生費、1項社会福祉費、事業名、障害者福祉事務費の500万円、これによりまして全額繰り越しを23年度に行いまして実施させていただきます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、地域活性化交付金の関係の補正について、本会議でも企画課のほうで説明をしたりしておりますけれども、改めてご説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

3款民生費、3項児童福祉費、4目保育所費です。この中の工事請負費4,500万円につきまして、これにつきましては国の補正予算に基づきまして地域活性化交付金のきめ細かな交付金ということで、保育所の施設改修事業を行うものでございます。内訳といたしましては、古城保育所、それから日の出保育所、まんざい保育所及び共和保育所、いずれも屋上防水等の防水改修工事を実施する予定であります。また、保育所の給食室のエアコンでございますけれども、海上保育所につきましては既にもう設置されておりますけれども、ほかの保育所についてはエアコンがまだ入っていない状況でございまして、衛生面や職場環境の面で今回保育所に12か所、塙が廃止になりますので、海上を除いて、12か所の保育所の給食室にエアコンを設置しようとするものでございます。

これにつきましては、歳入が、11ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の中で地域活性化・きめ細かな交付金というところがございますが、ここに4,500万円ということで含まれております。これにつきましては、先ほど社会福祉課長のほうからお話がありましたが、全額23年度に繰り越して実施するものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、17ページをお願いしたいと思います。

歳出について申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費のトイレ改修工事費、一番下にごございますけれども、700万円は、旭市保健センター施設内のトイレが狭く、また和式であるなど、利用者にとって不便な状況でありますので、またそこで障害者や女性、そして妊娠中の方などにも使いやすくするための改修工事を行うものです。改修箇所は、保健センターの身障者トイレ、女子トイレと2階の働く婦人の家の女子トイレを予定しております。

歳入につきましては、11ページに戻っていただきまして、下段にあります1節総務管理費国庫補助金、説明欄2、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金3,444万1,000円のうちの500万円を予定しております。それで、この事業も、社会福祉課長が申したように、年度内に工事ができませんので全額繰り越すものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 庶務課にかかわる補正予算について説明いたします。

21ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費です。まず、説明欄1、2とありますが、まず説明欄1の中学校施設管理費、17節公有財産購入費1,531万5,000円の内容でございます。購入しようとする土地は、海上中学校の用地でありまして、地番は旭市高生字昭和49番、地目、登記簿上は田、現状、宅地でございます。地積は1,021平米です。この土地につきましては、不動産鑑定額は平米1万5,500円でしたが、買取予定価格は1万5,000円でございます。若干その経過等を含めまして、内容について説明させていただきます。

海上中学校建設に際しまして、旧海上町は、用地買収を進める中、条件が折り合わずに、やむなく平成17年4月1日から賃貸借契約を結んだ地権者3名の方がおりました、4筆

4,084平米、その3人の方の合計でございます。それぞれその契約期間は、5年、10年、25年の契約でございました。そのうち、5年と10年の契約の条件には、契約期間満了後に土地を購入の場合、時価にて土地を購入することが加えられておりまして、5年間の賃貸借契約を結んでいた地権者より契約の内容のとおり履行するよう申し入れがございました。しかしながら、昨年、5年間の過ぎた時点で、その時点ではもちろん予算等手当、これはございません。それで、私の担当のほうといたしましては、再度の契約を、賃貸借契約をというお話で行ったんですが、なかなかそういうわけにまいりませんで、土地の買収の履行をというお話、そういう申し入れがございました。それから、その時点で賃貸借契約を1年に限り再度更新していただきまして、本年度中に売買契約の合意を基本とし、交渉を進めてまいりました。結果、不動産鑑定の結果を基準に交渉の結果、合意に至りましたので、今回の補正予算をお願いするものでございます。

続いて、説明欄2番、飯岡中学校改築事業、13節委託料3,963万7,000円の減額補正でございます。当初予算で合計4,100万円、その中身は、基本設計として2,100万円、開発関係等調査で2,000万円を見込んでおりましたが、執行につきましては耐力度調査を行いまして、そちらが13万4,000円、基本設計で1万8,900円でありましたので、その差額を減額補正するものでございます。

なお、開発関係等の業務については、本年度は時期尚早と判断いたしまして、執行を見送ったものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課、20ページをお開きいただきたいと存じます。

10款教育費、2目18節備品購入費でございます。説明欄1の学校図書購入事業2,200万円でございますが、全額を23年度に繰り越すものでございます。1校100万円、大規模校の中央小学校並びに第二中学校については200万円を計上するものでございまして、学校図書の整備に充てるものでございます。

歳入につきましては、先ほど来出ております11ページの国庫支出金、説明2の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金、これを充てるものでございます。そのうちの2,200万円ということになります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから補正予算につきまして補足説明させていただきます。

やはり生涯学習課のほうも地域活性化交付金を利用しての事業3つでございます。よろしくお願いいたします。

21ページをご覧いただきたいと思います。

社会教育総務費、説明欄1番の生涯学習施設改修事業でございます。事業費6,100万円を見込んでおります。これは、公民館等の地域の生涯学習拠点施設を整備いたしまして、施設の安全性及び利便性の向上を図るものでございます。

初めに、委託料350万円につきましては、いいおかユートピアセンターのエレベーター棟増築工事に伴う設計委託料でございます。

次の工事請負費5,750万円につきましては、ユートピアセンターエレベーター棟増設工事の工事費でございます。そのうち3,560万円が工事費でございます。

公民館等改修工事の1,590万円につきましては、ユートピアセンターの玄関の上の屋根の部分、これが強風によりまして壊れてしまいましたので、この改修工事、また外壁の改修工事を予定しております。それと、海上公民館の非常用バッテリー工事を予定しております。

キャンプ場改修工事600万円につきましてはトイレの洋式化の改修工事でございます。それと、電気設備が、非常に今、弱い電源でございますので、これを増設するものでございます。また、バンガローにつきましても、畳の敷設工事、そしてベランダの工事を予定しております。

次に、21ページをお願いいたします。

これも地域活性化交付金の中の住民生活に光をそそぐ交付金ということでとらえております。図書館費、説明欄1番の図書館活動費2,300万円についてでございます。この事業につきましては、市の図書館の蔵書の充実を図ることによりまして、地域の知の拠点施設として利用者が必要としている知識や情報の十分な提供を実現するというところで実施するものでございます。

次のページ、22ページになりますけれども、まず役務費は車両購入のための諸税でございます。

次に、委託料1,033万1,000円につきましては、図書館整理業務委託料ということで、これは市の図書館の整理業務ではございません。先ほど学校教育課のほうで説明いたしました約

1万冊から1万5,000冊、このやはり光をそそぐ事業で購入いたします学校図書に伴い、各学校の図書館の整理を委託するというものでございます。

それと、備品購入費1,264万3,000円につきましては、市の図書館の購入費700万円、それと書架等の教育備品で357万円、それと図書運搬用の車両購入が207万3,000円という内訳でございます。

次に、22ページをお願いしたいと思います。

下段の体育施設費、説明欄1番の社会体育施設改修事業についてでございます。これもきめ細かな交付金を利用するものでございます。事業費は1,500万円を見込んでおります。これは飯岡体育館の屋根の改修工事を行うもので、施設の利用者が、安全かつ快適にスポーツ、レクリエーション活動を行えるよう環境を整えるものでございます。屋根の改修工事として1,500万円を見込んでおります。

また、国庫支出金につきましては、生涯学習施設のほうで6,100万円のうち3,500万円、57.4%国庫支出金を見ております。図書館活動費につきましては、2,300万円のうち1,514万1,000円、65.8%を見ておりまして、社会体育施設改修工事につきましても1,500万円のうち1,000万円をきめ細かな交付金で見ているものでございます。

なお、先ほど來說明しておりますけれども、これらの事業につきましては、やはり6ページに繰越明許費の一覧を示してございますけれども、全額を翌年度に繰り越して実施するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 補正予算について国体推進室関係の補足説明を行います。

補正予算書22ページをお開きください。

まず、歳出でありますけれども、1目の保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金です。説明欄1の国民体育大会開催事業、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金でありますけれども、2,800万円の減額でございます。これは、実行委員会の総会でも説明しましたとおり、千葉国体の卓球競技会が終了し、実行委員会の決算見込みによりまして旭市からの補助金を減額するものでございます。当初予算では7,000万円であった補助金を4,200万円に減額するもので、今回、差額の2,800万円を減額補正すべくお願いするものでございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

中段にあります9目の教育費県補助金です。3節の保健体育費県補助金、説明欄1、第65回国民体育大会会場市町運営費補助金1,257万5,000円の減額であります。この補助金は卓球競技会の運営経費に対する旭市への補助金であります。競技会の終了によりまして実行委員会が行った競技運営の補助対象経費も確定し、県への補助金実績報告によりまして減額となるものでございます。内容は当初予算で3,822万5,000円であった県補助金を2,565万円に減額するもので、今回、差額の1,257万5,000円の減額補正をお願いすべく計上したものでございます。

なお、県の補助金は、大会を実施しました実行委員会に交付されるものではなく、経費を負担する旭市に交付されるものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時59分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの地震により、本委員会を散会いたします。

なお、14日の午後より開会いたします。よろしく申し上げます。

散会 午後 2時59分